

歯科口腔健康診査及び歯科保健指導について

令和6年度の保健事業として「歯科口腔健康診査及び歯科保健指導」を実施します。
つきましては、以下をご確認いただき、当組合へお申し込みください。

目的	歯周病やむし歯の早期発見・治療による重症化予防対策及び歯周病等による全身の病気を予防するため
健診内容	歯の状態、歯周病の状態、口腔粘膜疾患診査、口腔機能などの相談及び保健指導、ブラッシング指導 パンフレット「令和6年度歯科口腔健康診査のご案内」
対象者	18歳以上の当組合被保険者及び被扶養者
定員	200名 ※申請書の受付は先着順とし、定員になり次第、当組合ホームページにて掲載したうえで、締め切らせていただきます
自己負担額	「無料」 ただし、健診後に治療を希望する場合は、その治療に対し自己負担が発生します
受診期間	令和6年6月1日～令和7年2月28日 ※上記期間中、1回に限り受診できます
申込受付期間	令和6年5月1日～令和7年1月31日
申込方法	「歯科口腔健康診査受診券交付申請書」を組合へ郵送 申請書はこちらから 印刷してご使用ください ※事業所がとりまとめて申請するほか、個人での申請も可能です

【歯科口腔健康診査受診の流れ】

①当組合に「受診券交付申請書」を郵送し申込む

受診券交付申請書受付後、当組合から「受診券」「歯科口腔健康診査票」を希望の送付先へ郵送します

②協力歯科医院に予約をする

[協力歯科医院一覧表は、こちら（千葉県歯科医師会ホームページ）](#)からご確認ください

③歯科口腔健康診査を受ける

受診当日は、「受診券」「健康保険証（70歳以上の者は「高齢受給者証」も併せて）」「歯科口腔健康診査票」を忘れずにお持ちください

④結果と指導について

健康診査終了後に、結果について歯科医師が説明します
要指導、あるいは要精密検査・要治療などと判定された場合は、歯科処置や精密検査を受けることをお勧めします